

評議員、理事、監事報酬規程

役員報酬規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 村の木清福会定款第9条および第24条の規定に基づき、役員報酬等について定めるものとする。理事または監事及び評議員に対する報酬・賞与その他の事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- 3 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 職員兼務役員とは、常勤役員のうち、当法人役員を兼務し、職員給与を支給している者をいう。
- 5 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 6 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人等から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

第2章 報酬額の決定基準

(報酬額の決定方法)

第3条 役員報酬は、理事、監事及び評議員それぞれについて、法人業績および世間水準、従業員給与との均衡などを考慮して、次の方法により決定する。

- 2 常勤役員報酬額は、別表2で定めた額を支給する。
- 3 非常勤役員報酬額は、勤務が行われた実態に基づき日当として15,000円を支給する。

(報酬の形態と体系)

第4条 常勤役員報酬は、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 職員兼務役員報酬は、職員給与規程に基づく額と前条第2項で定めた額を支給する。但し、支給総額が別表2の範囲内とする。又、福祉法改正日（平成29年4月1日）より本規定施行日までの報酬は、特例として、この規程に定めたものと同等とする。

(費用弁償)

第5条 非常勤役員が法人業務を行うために出勤したときは、旅費規程に基づいて交通費の実費相当額を支給することができる。

2 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づいて旅費を支給することができる。

(支給日)

第6条 常勤役員の報酬の支払日については、職員給与規程に準ずるものとする。

2 非常勤役員の報酬の支払日は、勤務が行われた回数分を年度末に支給する。

(控除)

第7条 報酬より控除するものは、税金・社会保険料及び前払金・貸付金の弁済分などとする。

第3章 役員賞与

(役員賞与の支給基準)

第8条 役員に対して役員賞与は支給しない。但し、職員兼務役員であるものに対しては、別表2の範囲内で職員規定に基づいた額を支給することができる。

(その他)

第9条 本規定に定めない事項は、その都度理事会において決定する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給を基準として公表する。

(改廃)

第11条 法規程の改廃は、評議員会の決議による。

附則

本規程は、平成 29 年 6 月 16 日より施行する。

附則

本規程は、令和 元 年 7 月 1 日より施行する。

附則

本規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附則

本規程は、令和 6 年 10 月 11 日より施行する。

別表1 役員等を兼務する職員に支給される従業員給与の上限額

区 分	金 額
基 本 給	月 額 月 額 310,000円
扶 養 手 当	配偶者 月 額 10,000円
	子（一人につき）月 額 5,000円
通 勤 手 当	給与規程 別表3に準ずる
賞 与	給与規程 別表4-1に準ずる

別表2 常勤役員 of 役員報酬

役 職 名	職員としての関与年数	月 額 報 酬
理 事 長	11年以上	月 額 380,000円
理 事 長	6年～10年	月 額 300,000円
理 事 長	1年～ 5年	月 額 200,000円

理 事	26年以上	月 額 150,000円
理 事	16年～25年	月 額 120,000円
理 事	11年～15年	月 額 90,000円
理 事	6年～10年	月 額 60,000円
理 事	1年～ 5年	月 額 30,000円

別表3 職員兼務役員年間報酬限度額

役職名	報酬等の上限額
理 事 長	12,000,000 円
理 事	8,000,000 円